（個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でもある企業型年金加入者が企業型年金加入者の資格を喪失した場合の個人別管理資産の移換に関する経過措置）

第８条　企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であって、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金加入者であるときにおいて、当該者が連合会に対し、その企業型年金の個人別管理資産（当該個人別管理資産がある場合に限る。次条において同じ。）の移換の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の当該企業型年金の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

第９条　企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であって、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金運用指図者であるときにおいて、当該者が連合会に対し、その企業型年金の個人別管理資産の移換の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の当該企業型年金の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

（個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でもある企業型年金加入者が企業型年金加入者の資格を喪失した場合の個人別管理資産の移換の申出等）

第10条　企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であって、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金加入者である場合において、附則第８条の規定によりその企業型年金の個人別管理資産の移換の申出をする場合には、当該企業型年金加入者がその資格を喪失した日（当該資格を喪失した日に申し出ることが困難であることについて正当な理由があるときは当該資格を喪失した日から５日以内であって経過期間内の日）に、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することにより行うものとする。

一　当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称、住所及び登録番号

二　企業型年金の個人別管理資産を移換する旨

２　前項に規定する場合において、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び個人型年金の個人型特定運営管理機関（改正後施行規則第66条第２項に規定する個人型特定運営管理機関をいう。以下同じ。）は、連合会の指示があったときは、速やかに附則第８条の移換の申出をした者の改正後施行規則第15条第１項各号又は第56条第１項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

３　附則第８条に規定する場合においては、企業型年金の資産管理機関は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、同条の規定による個人別管理資産の移換及び返還資産額（改正後法第３条第３項第10号に規定する返還資産額をいう。次項及び第７項において同じ。）に相当する金銭の当該企業型年金を実施する事業主への返還（次項に規定する場合に限る。）を行うものとする。

４　企業型年金の加入者資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る附則第８条の規定により当該企業型年金の資産管理機関が移換すべき個人別管理資産は、当該返還資産額を控除した額に相当する資産とする。

５　連合会は、附則第８条の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

６　企業型年金を実施する事業主は、附則第８条の規定に係る個人別管理資産の移換に関する事項について、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者（経過期間に資格を喪失した者に限る。）に説明しなければならない。

７　個人型記録関連運営管理機関は、附則第８条の規定により企業型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがある個人型年金加入者について、当該企業型年金を実施する者の名称、住所並びにその資格の取得及び喪失の年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項を当該個人型年金加入者に係る改正後法第67条第２項に規定する帳簿に記録しなければならない。

８　企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び資産管理機関、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、第１項から前項までの規定の実施のために必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。

９　第１項から前項までの規定は、企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であって、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金運用指図者である場合において、前条の規定によりその企業型年金の個人別管理資産の移換の申出をする場合に準用する。この場合において、第２項中「通知」とあるのは、「通知するものとする。ただし、第10項の規定により当該申出をした場合にあっては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、連合会の指示があったときは、速やかに、前条の移換の申出した者の改正後施行規則第15条第１項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型特定運営管理機関に通知」と読み替えるものとする。

10　企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であって、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金運用指図者である場合において、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者が、その企業型年金の個人別管理資産について改正後法附則第３条第１項の脱退一時金の請求をする場合においては、前条の規定による当該企業型年金の個人別管理資産の移換の申出を同時に行うものとする。

11　経過期間における改正後施行規則第69条第３項の規定の適用については、同項中「第83条まで」とあるのは、「第83条まで並びに確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第310号）第９条及び第10条」とする。

（個人型年金加入者等帳簿の作成及び保存に係る経過措置）

第11条　改正後施行規則第15条第１項第11号及び第56条第１項第11号並びに平成28年改正省令第２条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号）第17条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同項の規定により読み替えて適用する同令第３条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則第15条第１項第12号及び第56条第１項第12号の規定は、平成30年１月１日以後に行われる改正後法第54条（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による資産の移換又は改正後法第54条の２（同項及び同法附則第38条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第74条の２（同法附則第５条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による脱退一時金相当額等の移換について適用する。

（加入者等への通知事項）

第12条　新規約第99条第１項第10号の規定は、施行日から起算して１年を経過する日までの間は、適用しない。

（個人型年金加入者の申出に係る経過措置）

第13条　改正後法第62条第１項の規定により個人型年金加入者になろうとする同項各号に掲げる者は、施行日前においても、改正後施行規則第39条の規定の例により、個人型年金加入者の申出書を提出することができる。この場合において、当該申出書は、施行日において同条の規定により提出されたものとみなす。